

一人一人のニーズに応じた教育

特別支援教育の充実に向けて



障害のある子供たちが自立を目指して自らの力を伸ばし、社会に参加できるようにしていくことは、共生社会の形成に向け大切です。

東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育の推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（平成 16 年 11 月）及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」（平成 29 年 2 月）を策定しています。ここでは、共生社会の実現を基本理念として掲げ、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学校において特別支援教育の充実を図ってきました。

現在、障害のある子供の多くが学んでいる場として、特別支援学校や特別支援学級、特別支援教室などがあります。それぞれの場において、子供たち一人一人の違いを個性として受け止めながら、障害による困難さに応じた教育を行っており、これらをまとめて紹介いたします。

多くの方々に本資料を御覧いただき、特別支援教育に対する理解を深めていただくことを願っております。

令和 7 年 3 月

東京都教育委員会

1 視覚障害教育

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。

学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認などでの困難さがあります。また、生活では、慣れない場所において、物の位置や人の動きを即時的に把握することや、他者の存在に気付いたり、表情を読み取ったりすること、単独で移動することなどにおいて困難さがあります。

視覚障害特別支援学校（視覚障害教育部門）

視覚障害特別支援学校は、幼稚園、小・中学校、高等学校と同様の各教科等に加えて、障害による困難を改善・克服するために自立活動を設定しています。自立活動では、触覚や聴覚を効果的に活用できるようにする指導や白杖（はくじょう）による一人歩きの技能を身に付けるための指導、視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導や情報機器を活用する技能を高める指導をしています。

特に、高等部では、普通科のほかに、資格取得に向けて専門的な教育を行う保健医療科、医療科が設置されており、特色ある職業教育が行われています。

弱視通級指導学級

弱視通級指導学級は、小・中学校等の通常の学級に在籍している視覚障害のある子供に対して、視覚障害による学習や生活上での困難を改善・克服するための指導をする場です。視知覚や視機能の向上を図る学習や、地図やグラフ等の資料を効率的に読み取れるよう、視覚補助具の活用方法の学習など、障害の状態に応じた自立活動の指導を行っています。

2 聴覚障害教育

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害の状態は、聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なります。聴覚障害のある子供にとって、その障害が早期に発見され、かつ、早期からのその発達に応じて必要な支援を受けられるようにすることは、その後の自立と社会参加に大きな影響があります。

聴覚障害特別支援学校（聴覚障害教育部門）

聴覚障害特別支援学校は、幼稚園、小・中学校、高等学校の教育に準じた内容に加えて、自立活動を設定しています。自立活動の指導については、幼稚部・小学部では聴覚活用や言語発達の指導に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用、障害の特性についての自己理解や心理的な諸問題に関する指導などへと次第に移っていきます。

難聴通級指導学級

難聴通級指導学級は、小・中学校等の通常の学級に在籍している聴覚障害のある子供に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害の状態等に応じた特別の指導をする場です。

発達に応じた言語概念の形成を図る、語彙を拡充する、体系的な文法の習得を図る、相手の意図や文脈に応じた談話などの言語指導を行っています。

3 肢体不自由教育

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由のある児童・生徒一人一人の障害の状態等は異なっていることから、学習上又は生活上どのような困難があるのか、補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかといった観点から必要な支援を把握し、個に応じて指導を行うことが大切です。

肢体不自由特別支援学校（肢体不自由教育部）

肢体不自由特別支援学校では、小・中学校、高等学校と同様の各教科等に加えて、自立活動を設定しています。自立活動では、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、身体の動きの改善や向上を目指し、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導など、日常生活動作に関する指導を行っています。

肢体不自由特別支援学級

肢体不自由特別支援学級では、小学校や中学校に準じた内容に加えて、自立活動の指導が行われています。

各教科等の指導に当たっては、子供一人一人の障害の状態等を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりしています。

4 知的障害教育

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などに関わる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われています。

知的障害特別支援学校（知的障害教育部門）

知的障害特別支援学校には、小学部、中学部、高等部を設けています、また、高等部の中には、普通科のほかに、卒業後の企業就労を目指して職業教育を主に行う就業技術科、職能開発科を設けている学校もあります。

知的障害の特性を考慮し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣を身に付けられるようにすることなどに重点を置いて指導を行っています。

知的障害特別支援学級

知的障害特別支援学級は、小・中学校等の学級の一つであり、小・中学校等の教育課程に準ずることが原則となっていますが、対象となる子供の知的障害の状態等によっては、特別の教育課程を編成できるようになっています。

また、児童・生徒の自立を目指し、障害による学習上や生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした自立活動を取り入れています。

5 言語障害教育

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

言語障害通級指導学級

言語障害通級指導学級は、小・中学校等の通常の学級に在籍している言語障害のある児童・生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害の状態等に応じた特別の指導をする場です。

言語障害は、家族や、学級の担任や他の子供など周囲の言語障害に対する理解や対応などの本人を取り巻く環境が、子供の対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話す意欲を高める指導やカウンセリング等の指導も必要となります。

6 情緒障害等の教育

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。

特別支援教室 自閉症・情緒障害特別支援学級

特別支援教室は、通常学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が対象となります。特別支援教室では、対象の児童・生徒が抱えている障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することによって、可能な限り多くの時間、在籍学級で有意義な学校生活を送れるよう指導しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級では、自閉症によりその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難である児童・生徒や、情緒障害により集団生活への参加や社会的適応のための特別な指導を行う必要がある児童・生徒が学んでいます。



7 病 弱 教 育

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいいます。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を言います。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。

病弱特別支援学校（病弱教育部門）

病弱特別支援学校では、小・中学校又は高等学校に準じた各教科等に加えて、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、自立活動を設定しています。

病弱（養護学園）学級

病弱学級は、各教科の指導の他、健康の回復・改善等を図るための自立活動の指導も行われています。また、各教科の指導に当たっては、入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導しています。

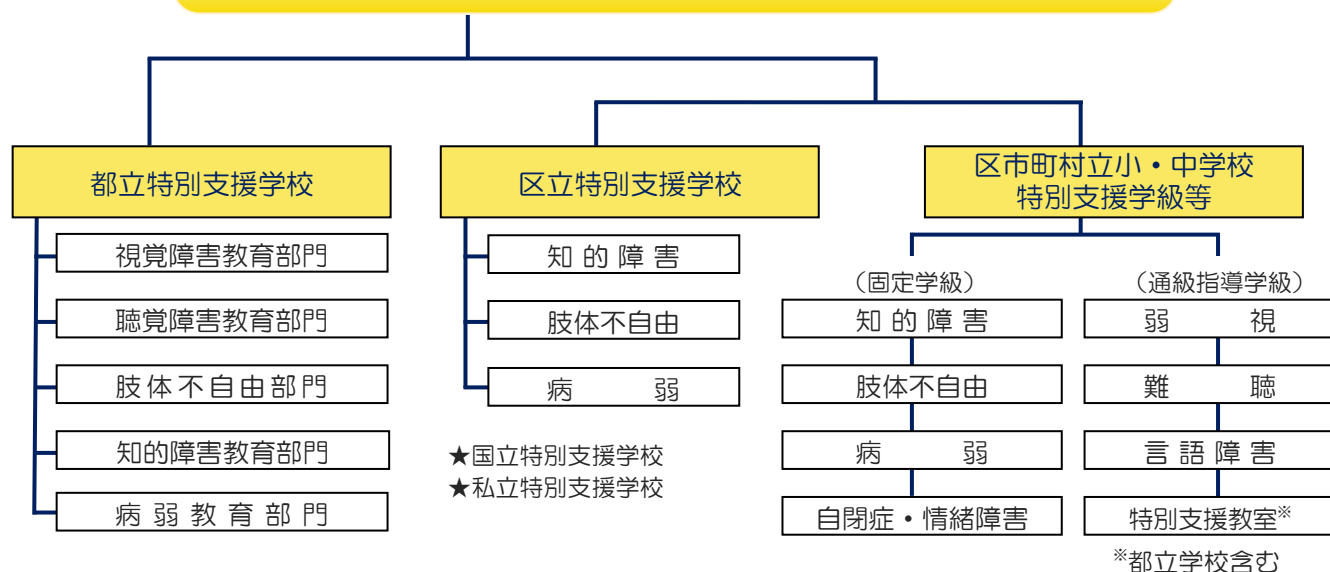
養護（健康）学園では、近隣の豊かな自然環境の中で、生活リズムを整えながら、健康の回復・改善を図るとともに、各教科等の基礎的・基本的な内容の定着に努め、回復後は、元の学校に戻るできるよう指導しています。

8 訪 問 教 育

通学が困難な児童・生徒のために、肢体不自由特別支援学校から教員を派遣し、一人一人の障害の状態や病状に応じた自立活動の指導や各教科等の指導等、多様な指導を行っています。

週当たりの授業時数は、6単位時間（週3回、1回2単位時間）を標準として、児童・生徒の実態等により適切に実施しています。

東京都の特別支援学校・特別支援学級



通常の学級における特別支援教育

幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級においても、発達障害のある幼児・児童・生徒に対する支援が進んでいます。特別な教育ニーズについて検討する校内委員会や、保護者や関係機関と連携を行う特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談等の相談機能の充実、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成等の校内体制を整備しています。

都立高校の通級による指導

都立高等学校では、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を受ける指導を行っています。対象は都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍している、知的障害がなく、発達障害等があり特別な指導を必要とし、本人と保護者が希望し、かつ学校及び都教育委員会から指導が必要であると認められた生徒です。

副籍、交流及び共同学習

都立特別支援学校においては、原則として、小学部、中学部に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつこととなっています。

小・中学校等においては、「副籍ガイドブック（改訂版）」（令和6年2月 都教育委員会）、「交流及び共同学習ガイド（平成31年度3月改訂）」（文部科学省）などを参考にし、交流及び共同学習をますます充実させていくことが重要です。

特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能として、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校に対し、障害のある児童・生徒等の相談や校内研修の講師派遣等の支援を行っています。また、都立高校等に対し、「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」を整備し、学習等の困難さのある生徒への指導の支援を行っています。

視覚障害特別支援学校と聴覚障害特別支援学校では、小・中学校に在籍する児童・生徒に対して通級による指導を行っています。

★特別支援教育に関する相談★

東京都特別支援教育推進室には、以下の機能があります。

- 就学・入学相談
- 就労支援 ○情報提供
- 理解啓発 ○連絡調整

連絡先：03-5228-3433

特別支援学校・特別支援学級の理解推進資料 一人一人のニーズに応じた教育

発行 東京都教育庁指導部特別支援教育指導課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8-1
電話番号 03-5320-6847
発行日 令和7年3月